

関税暫定措置法の一部を改正する法律（案） 参照条文

◎ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（課税標準及び税率）

第三条 関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

（便益関税）

第五条 関税についての条約の特別の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。以下この条、次条第一項及び第二項並びに第九条第四項において同じ。）の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度を超えない範囲で、関税についての便益を与えることができる。

（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）

第十条 輸入貨物が輸入の許可（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により引き取ることを承認された貨物については、当該承認）前に変質し、又は損傷した場合には、政令で定めるところにより、当該貨物の変質若しくは損傷による価値の減少に基づく価格の低下率を基準として、その関税を軽減し、又はその関税の額とその変質若しくは損傷後における性質及び数量により課税した場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。ただし、輸入貨物が輸入申告等の時までに変質し、又は損傷した場合には、価格の低下率を基準とする関税の軽減（数量を課税標準とする関税に係るものを除く。）については、この限りでない。

254 （省 略）

（製造用原料品の減税又は免税）

第十三条 次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのこうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の当該飼料の種類に応じた政令で定める原料品

二 落花生油の製造に使用するための落花生

2 税関長は、この法律又は関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。

- 3 第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合においては、税関長は、その軽減又は免除に係る関税の額に相当する担保を
提供させることができる。
- 4 第一項各号に掲げる製造を行うに際しては、税関長が第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品（以下この条におい
て「製造用原料品」という。）による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除く外、製造用原料品にこれと同種の他の原
料品を混じて使用してはならない。
- 5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製
品の数量を税関に届け出て、そのつど又は随時、その製品について検査を受けなければならない。
- 6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各
号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところ
により税関長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、第一項の規定により軽減又は免除を受
けた関税を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の
承認を受けて滅却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷そ
の他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。
 - 一 第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当
該各号に掲げる用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許
可の日から一年以内に第五項に規定する届出をせず、若しくははその製造を終えなかつたとき。
 - 二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれ
を使用したとき。
- 8 第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種
類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）

第二十条の三 第十三条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項又は前条第一項の規定により関
税の軽減若しくは免除又は軽減税率の適用を受けた貨物がその軽減若しくは免除を受け、若しくは軽減税率の適用を受けた用途以外
の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡される場合において、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の
用途に供するため譲渡しようとする者が、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡することにつき税
関長の承認を受けることを必要とするときは当該承認を受けるとともに、その者（当該用途以外の用途に供するため譲渡する場合に

あつては、当該譲渡を受ける者）が、当該貨物を当該用途以外の用途に供することが関税の軽減又は免除に関する法律の規定（次項において「減免税規定」という。）に定める関税の軽減又は免除のための要件を満たすものとして政令で定める場合に該当することにつき、政令で定めるところにより税関長の確認を受けたときは、第十三条第七項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第四項、第十九条第四項又は前条第三項の規定にかかわらず、これらの規定により徴収すべき関税を徴収しない。

2 前項に規定する税関長の確認を受けた場合には、当該確認を受けた貨物を当該確認の時に当該確認に係る用途に係る減免税規定の適用を受けて輸入の許可をされた貨物と、当該確認を受けた者を当該減免税規定の適用を受けて当該貨物を輸入した者とみなして、この法律及び関税法その他関税に関する法律を適用する。

別表 関税率表（第二条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

番号	品名	税率
〇二・〇一	牛肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
〇二〇一・一〇	枝肉及び半丸枝肉	五〇%
〇二〇一・二〇	その他の骨付き肉	五〇%
〇二〇一・三〇	骨付きでない肉	五〇%
〇二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）	
〇二〇一・一〇	枝肉及び半丸枝肉	五〇%
〇二〇一・二〇	その他の骨付き肉	五〇%
〇二〇一・三〇	骨付きでない肉	五〇%
一〇・〇一	小麦及びメスリン	
一〇〇一・一一	デュラム小麦	一キログラムにつき六五
	播種用のもの	円
一〇〇一・一九	その他のもの	一キログラムにつき六五
	その他のもの	円
一〇〇一・九一	播種用のもの	一キログラムにつき六五

一〇〇一・九九	その他のもの	一キログラムにつき六五
一〇・〇三	大麦及び裸麦	円
一〇〇三・一〇	播種用のもの	一キログラムにつき四六
一〇〇三・九〇	その他のもの	円
		一キログラムにつき四六

◎ 関税法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（証明書類の交付及び統計の閲覧等）

第二百二条 税関は、政令で定めるところにより、税関の事務についての証明書類の交付を請求する者があるときは、これを交付するとともに、次に掲げる事項についての統計を作成し、その閲覧を希望する者があるときは、これをその者の閲覧に供しなければならぬ。

一 輸出され、若しくは積み戻され、又は輸入された貨物

二及び三 （省 略）

2～5 （省 略）

（税関職員の権限）

第二百五条 税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。）又は関税率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

一～四の二 （省 略）

五 関税率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）又は第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた貨物若しくは同項の規定による関税の払戻しに係る貨物若しくは同条第六項の規定による関税の控除に係る貨物、これらの製品若しくは製造用機械器具又はこれらについての帳簿書類を検査すること

六 （省 略）

2 (省 略)

3 税関職員は、第一項の規定により職務を執行するときは、財務省令で定めるところにより、制服を着用し、かつ、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 (省 略)

◎ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（航空機部分品等の免税）

第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

- 一 航空機に使用する部分品
- 二 税関長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材
- 三 人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品
- 四 税関長の承認を受けた工場において前号に掲げる物品の製作に使用する素材

（特惠関税等）

第八条の二 経済が開発の途上にある国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であつて、関税について特別の便宜を受けることを希望するものうち、当該便宜を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成三十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

- 一 関税率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第二に掲げるもの 同表に定める税率
- 二 関税率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの

(同法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。) 同法別表に定める税率(別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率)及び協定税率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た税率

三 関税率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第二、第四及び第五に掲げる物品以外のもの(同法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。) 無税

2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるもののうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないと認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特恵受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税(第一項の規定により課される関税をいう。)について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国(次条において「特別特恵受益国」という。)を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの(関税率法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)及び同項第一号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。)で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(経済連携協定に基づく関税割当制度)

第八条の六 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品(次項に規定する物品を除く。)については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(軽減税率等の適用手続)

第九条 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率（以下「軽減税率」という。）が定められているもので政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2 経済連携協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

（用途外使用等の制限）

第十条 第四条の規定により関税の免除を受け、又は前条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品は、その輸入の許可の日から二年以内に、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

第十七条 第十五条第一項において準用する関税法第百五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の特権）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
一〇・〇一 一〇〇一・一一	小麦及びメスリン デュラム小麦 播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第二号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの その他のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入す	無税
一〇〇一・一九		

一〇〇一・九一

るもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

その他のもの
播種用のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

メスリン

その他のもの

一〇〇一・九九

その他のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

メスリン

その他のもの

一〇〇三

一〇〇三・一〇

大麦及び裸麦

播種用のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて

無税

二〇％
無税

二〇％
無税

一〇〇三・九〇	<p>輸入されるもの</p> <p>その他のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	無税
	無税	

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税率の番号	品名	税率					
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの
〇二・〇一	牛肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%
〇二〇一・一〇	枝肉及び半丸枝肉	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%
〇二〇一・二〇	その他の骨付き肉	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%
〇二〇一・三〇	骨付きでない肉	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%
〇二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限り。）	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%
〇二〇二・一〇	枝肉及び半丸枝肉	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%
〇二〇二・二〇	その他の骨付き肉	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%
〇二〇二・三〇	骨付きでない肉	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%

一〇〇一・一〇一	小麦及びメスリン								
一〇〇一・一一	デュラム小麦								
	播種用のもののうち								
	別表第一一〇〇一・一一								
	号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一円六三銭	一キログラムにつき一円二七銭	一キログラムにつき〇円九〇銭	一キログラムにつき〇円五三銭	一キログラムにつき〇円一七銭	一キログラムにつき円八〇銭		
	その他のもののうち								
一〇〇一・一九	その他のもの								
	播種用のもののうち								
	別表第一一〇〇一・一九								
	号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一円六三銭	一キログラムにつき一円二七銭	一キログラムにつき〇円九〇銭	一キログラムにつき〇円五三銭	一キログラムにつき〇円一七銭	一キログラムにつき円八〇銭		
	その他のもの								
一〇〇一・九一	その他のもの								
	播種用のもの								
	別表第一一〇〇一・九一								
	号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一円六三銭	一キログラムにつき一円二七銭	一キログラムにつき〇円九〇銭	一キログラムにつき〇円五三銭	一キログラムにつき〇円一七銭	一キログラムにつき円八〇銭		
	その他のもの								
一〇〇一・九九	その他のもの								
	播種用のもの								
	別表第一一〇〇一・九九								
	号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一円六三銭	一キログラムにつき一円二七銭	一キログラムにつき〇円九〇銭	一キログラムにつき〇円五三銭	一キログラムにつき〇円一七銭	一キログラムにつき円八〇銭		

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

項名	品目	税率					
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	その他
一〇〇三・九〇	大麦及び裸麦 播種用のものうち 別表第一一〇〇三・一〇号 に掲げる税率の適用を受ける もの以外のもの	一キログラムにつき一円七三銭	一キログラムにつき一円四七銭	一キログラムにつき一円二〇銭	一キログラムにつき〇円九三銭	一キログラムにつき〇円六七銭	一キログラムにつき〇円四〇銭
		一〇〇三・九〇	一〇〇三・九〇	一〇〇三・九〇	一〇〇三・九〇	一〇〇三・九〇	一〇〇三・九〇
一三三	関税率表第一一〇〇一・一一号、第一一〇〇一・一九号、第一一〇〇一・九一号、第一一〇〇一・九九号又は第一一〇〇八・六〇号の二に掲げる物品	一キログラムにつき二円一一銭	一キログラムにつき〇円五六銭	一キログラムにつき〇円	一キログラムにつき九円四四銭	一キログラムにつき八円八九銭	一キログラムにつき八円三三銭
		一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三

	<p>関税率表第一一〇一・〇〇号、第一一〇二・九〇号の二、第一一〇三・一一号、第一一〇三・一九号の二、第一一〇三・二〇号の一若しくは五、第一一〇四・二九号の一、第一九〇一・二〇号の一の(二)のB又は第一九〇一・九〇号の一の(二)のBに掲げる物品</p>	一キログラムにつき三 四円四四銭	一キログラムにつき三 三円五六銭	一キログラムにつき三 二円六七銭	一キログラムにつき三 一円七八銭	一キログラムにつき三 〇円八九銭	一キログラムにつき三 〇円
<p>関税率表第一一〇四・一九号の一に掲げる物品</p>	<p>関税率表第一一〇八・一一号、第一九〇一・二〇号の一の(二)のDの(a)又は第一九〇一・九〇号の一の(二)のDの(a)に掲げる物品</p>	一キログラムにつき四 二円八九銭	一キログラムにつき四 一円七八銭	一キログラムにつき四 〇円六七銭	一キログラムにつき三 九円五六銭	一キログラムにつき三 八円四四銭	一キログラムにつき三 七円三三銭
<p>関税率表第一九〇四・一〇号の二の(二)、第一九〇四・二〇号の二の(二)、第一九〇四・三〇号、第一九〇四・九〇号の二又は第二二〇六・九〇号の二の(一)のBの(a)に掲げる物品</p>	<p>関税率表第一九〇四・一〇号の二の(二)、第一九〇四・二〇号の二の(二)、第一九〇四・三〇号、第一九〇四・九〇号の二又は第二二〇六・九〇号の二の(一)のBの(a)に掲げる物品</p>	一キログラムにつき三 二円五〇銭	一キログラムにつき三 一円六七銭	一キログラムにつき三 〇円八三銭	一キログラムにつき三 〇円	一キログラムにつき二 九円一七銭	一キログラムにつき二 八円三三銭
<p>一四 関税率表第一〇〇三・一〇号又は第一〇〇三・九〇号に掲げる物品</p>	<p>関税率表第一〇〇三・一〇号又は第一〇〇三・九〇号に掲げる物品</p>	一キログラムにつき一 四円九四銭	一キログラムにつき一 四円五六銭	一キログラムにつき一 四円一七銭	一キログラムにつき一 三円七八銭	一キログラムにつき一 三円三九銭	一キログラムにつき一 三円
<p>関税率表第一〇二・九〇号の一、第一一〇三・一九号の一、第一一〇三・二〇号の四、第一九〇一・二〇号の一の(二)のC又は第一</p>	<p>関税率表第一〇二・九〇号の一、第一一〇三・一九号の一、第一一〇三・二〇号の四、第一九〇一・二〇号の一の(二)のC又は第一</p>	一キログラムにつき三 一円八三銭	一キログラムにつき三 一円	一キログラムにつき三 〇円一七銭	一キログラムにつき二 九円三三銭	一キログラムにつき二 八円五〇銭	一キログラムにつき二 七円六七銭

九〇一・九〇号の一の(二)のCに掲げる物品	関税率表第一一〇四・一九号の三に掲げる物品	一キログラムにつき三 四円七八銭	一キログラムにつき三 三円八九銭	一キログラムにつき三 三円	一キログラムにつき三 二円一銭	一キログラムにつき三 一円二二銭	一キログラムにつき二 二円五六銭	一キログラムにつき二 一円九四銭	一キログラムにつき二 一円三三銭
関税率表第一一〇四・二九号の三に掲げる物品	一キログラムにつき四 二円二八銭	一キログラムにつき四 一円二二銭	一キログラムにつき四 〇円一七銭	一キログラムにつき三 九円一銭	一キログラムにつき三 八円六銭	一キログラムにつき三 七円	一キログラムにつき二 一円三三銭	一キログラムにつき二 一円三三銭	一キログラムにつき二 一円三三銭
関税率表第一九〇四・一〇号の二の(三)、第一九〇四・二〇号の二の(三)、第一九〇四・九〇号の三又は第二一〇六・九〇号の二の(一)のBの(b)に掲げる物品	一キログラムにつき二 四円三九銭	一キログラムにつき二 三円七八銭	一キログラムにつき二 三円一七銭	一キログラムにつき二 二円五六銭	一キログラムにつき二 一円九四銭	一キログラムにつき二 一円三三銭	一キログラムにつき二 一円三三銭	一キログラムにつき二 一円三三銭	一キログラムにつき二 一円三三銭